

自動体外式除細動器(AED)貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、貸出用に配置した自動体外式除細動器(以下、「貸出用AED」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出基準)

第2条 次の各号に該当する場合に貸出を行うものとする。

- (1) 公共的団体等が市内で行う催事又は行事等(以下、「催事」という。)において、参加者の不測な事態に備える場合
- (2) 市の公共施設に配置されているAEDが、故障等により一時的に使用できなくなり、代替用として備える場合
- (3) その他、消防署長が認めた場合

(貸出の制限)

第3条 貸出をする場合は、関係者に対してAEDの取り扱いを含めた普通救命講習等を修了している者等を1名以上配置させること。

(貸出期間)

第4条 貸出機器の貸出期間は貸出を受けた日から7日以内とする。ただし、消防署長が特別な事由があると認めるときは、期間を延長することができる。

(借用申請)

第5条 貸出用AEDの借用申請は、自動体外式除細動器(AED)借用申請書(第1号様式)により申請すること。

(使用説明)

第6条 貸出にあつては、催事内容及び使用目的等を審査し、貸出時には使用方法及び注意点等を説明すること。

(経費)

第7条 AEDの貸出料及び使用した付属品(パッド)は無償とする。

2 貸出期間中における貸出機器の運搬及び維持管理等に要する経費は、借受者の負担とする。

(損害賠償)

第8条 AEDの貸出しを受けた者は、故意又は過失によって故障、破損又は紛失させた場合には、消防署長の指示に従い、その者の負担においてこれを現状に復するものとする。

(返還)

第9条 消防署長は、次の各号に該当すると認めるときは、AEDを返還させることができるものとする。

- (1) 貸出しを受けた者が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 貸出しを受けた者が、本要領に違反したとき。
- (3) その他、消防署長が特に必要と認めるとき。

(返却)

第10条 消防署長は、貸出用AEDが返却された時は、使用の有無及び機能確認等を行うこと。

(貸出記録)

第11条 消防署長は、自動体外式除細動器(AED)貸出記録簿(第2号様式)に貸出を記録しておくこと。

(点検)

第12条 消防署長は、定期的に機能及び消耗品の点検等を行い、適切に管理すること。

(報告)

第13条 消防署長は、貸出用AEDの貸出状況について、月例報告時に前月分の自動体外式除細動器(AED)貸出記録簿(第2号様式)の内容を消防局長に報告すること。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。